

納税の猶予に関する取扱要領

加古川市収税課
平成28年2月

納税の猶予に関する取扱要領

目 次

1	納税の猶予制度の概要	P	1
2	納税の猶予の分類	P	1
3	担保の徴取	P	2
4	納税の猶予の効果	P	3
5	申請手続の流れ	P	4
6	徴収の猶予の申請手続	P	5
7	換価の猶予の申請手続	P	8
ex.	職権による換価の猶予	P	10

1 納税の猶予制度の概要

地方公共団体である加古川市が行政サービスを適正に行うにあたって、その財源の一つである市税においては、納税者一人ひとりが高い納税意識を持ち、期限内に納付することが必要である。したがって、市税を滞納している納税者に対しては、厳正かつ確実にその処理に当たることが、高い納税意識の確保につながり、また、期限内に納付を行っている納税者との間の公平性の確保の観点からも要請される場所である。

しかしながら、納税者によっては、その財産につき災害を受けたことにより市税を一時に納付することができない場合、又は財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続若しくは生活の維持を困難にするおそれがある場合がある。

そのため、徴収の猶予及び換価の猶予の制度は、このような事由がある納税者について、法令等に基づく一定の要件の下、強制的な徴収手続を緩和し、その個々の実情に即した適切な措置を講ずることにより、納税者との信頼関係を醸成し、税務行政の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とするものである。

1 納税者の個々の実情に即した処理

滞納整理に当たっては、画一的な取扱いをすることなく、納税者の個別的、具体的な実情に即して適切に対応する必要がある。そのため、納税者から徴収の猶予又は換価の猶予の申請がされた場合は、その申請の内容について、必要な調査を的確に行い、法令等に基づき適切に処理するものとする。

また、納税者から、滞納となっている市税を直ちに納付することが困難である旨の申出があった場合には、納税者の視点に立って、その申出の内容を十分に聴取し、納税についての誠実な意思を有していると認められる場合などについては、換価の猶予等の活用を図るよう配慮する。

2 法令等の規定に基づく適正な処理

徴収の猶予等の適用に当たっては、事実関係を正確に把握した上で、法令等に基づき適正な処理に努めるものとする。徴収の猶予等は、納税者に期限の利益を与えるものであるから、その適用に当たっては、期限内に納付を行った納税者との間に公平を欠くことがないように、また、安易に猶予処理することによって、納税意識を希薄にする等の弊害が生じることがないように、法令等の定める要件を満たしているかどうかを十分に調査する。

3 迅速な処理

納税者から徴収の猶予若しくは換価の猶予の申請又は納付困難を理由として分割納付の申出があった場合には、速やかに所要の調査及び確認を行い、早期に処理するよう配慮する。

2 納税の猶予の分類

納税の猶予については、地方税法に一般的な事項が規定されており、原則として次の3類型がある。

- | | |
|--------------|--|
| ① 徴収の猶予 | ・ 災害、病気、事業の休廃業などによって市税を一時に納付することができないと認められる場合
【地方税法第15条第1項】 |
| | ・ 法定納期限から1年以上経って納付すべき税額が確定した市税を一時に納付することができない理由があると認められる場合 【地方税法第15条第2項】 |
| ② 職権による換価の猶予 | 【地方税法第15条の5】 |
| ③ 申請による換価の猶予 | 【地方税法第15条の6】 |

徴収の猶予は、いずれの場合も納税者の申請に基づいて猶予をするものであるが、換価の猶予においては、市長が職権をもって行う換価の猶予と、滞納者の申請に基づき行う換価の猶予の2種類がある。

猶予の要件、効果、取消などは地方税法に規定があり、条例で定めることとされた申請にあたっての手續きに関することなどは、加古川市市税条例に規定されている。

職権による換価の猶予については、市長が職権によって適用するもので、滞納者からの申請は不要であり、その権利はない。対して徴収の猶予及び申請による換価の猶予は、納税者又は滞納者からの申請に基づくものであり、申請されたものについては、審査のうえ、許可・不許可の通知を行うこととなる。また、行政手続法の適用により不許可の場合は不許可理由の附記等が必要となる。さらには不許可処分、不作為に対して、不服申立てが可能である。

1 徴収の猶予

徴収の猶予は、納税者に地方税法第15条第1項各号のいずれか又は同条第2項に該当する事実があり、その該当する事実に基づき、納税者がその納付すべき市税を一時に納付することができないと認められる場合において、その納付困難な金額を限度として、納税者の申請に基づき、1年の範囲内で徴収を猶予するものである。

2 職権による換価の猶予

職権による換価の猶予は、滞納者が、財産の換価を直ちにすることにより、その事業、生活の維持を困難にするおそれがあるとき又は財産の換価を猶予することが、直ちに換価することに比較して徴収上有利であるときで、納税について誠実な意思を有すると認められる場合において、市長が職権において換価を猶予するものである。

3 申請による換価の猶予

申請による換価の猶予は、市税を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、滞納者が納税について誠実な意思を有すると認められるときに、申請に基づいて、換価を猶予するものである。

3 担保の徴取

納税の猶予期間中における市税の確保を図るため、市長は、徴収の猶予又は換価の猶予をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保を徴取しなければならない。

【担保の種類】

- ① 国債及び地方債
 - ② 有価証券
 - ③ 土地、建物、自動車等
 - ④ 保証人
- などで猶予に係る金額に相当するもの

ただし、下記のいずれかの場合に該当するときは、担保の徴取は必要はない。

- ① 猶予に係る金額が100万円以下である場合
- ② 猶予期間が3か月以内である場合
- ③ 担保を徴することができない特別な事情がある場合（*）

* 特別な事情がある場合とは、概ね下記の場合とする。

- ① 担保となる財産がない場合
- ② 財産があっても見積価格が猶予金額に満たない場合
- ③ 担保を徴することにより、事業の継続又は生活の維持に著しい支障を与えると認められる場合

など

4 納税の猶予の効果

1 徴収の猶予

- ① 新たに督促及び滞納処分（交付要求を除く）をすることができない
- ② 既に差押を受けている財産がある場合には、申請に基づき、差押を解除することができる
- ③ 徴収の猶予期間中は、時効が進行しない
また、猶予の申請があったときは、猶予の許可にかかわらず時効が中断する
- ④ 徴収の猶予期間中の延滞金の全部又は一部を免除する（*）

2 換価の猶予

- ① 既に差押を受けている財産について換価（売却）ができない
ただし、新たな督促、差押、交付要求等は行うことはできる
- ② 市長が必要があると認めるときは、差押の猶予又は解除をすることができる
- ③ 換価の猶予期間中は、時効が進行しない
また、猶予の申請があったときは、猶予の許可にかかわらず時効が中断する
- ④ 換価の猶予期間中の延滞金の一部を免除する（*）

* 納税の猶予をした場合には、その猶予期間に対応する延滞金が免除されるが、猶予の種類や猶予の要件によって、延滞金の全部を免除する場合と、一部を免除する場合がある。

- 徴収の猶予
- ・ 地方税法第15条第1項第1号、第2号等の規定による徴収の猶予
…延滞金の全額を免除する（「災害等による徴収の猶予」後述参照）
 - ・ 地方税法第15条第1項第3号、第4号等若しくは第2項の規定による徴収の猶予
…延滞金の2分の1を免除する（「事業の廃止等による徴収の猶予」後述参照）
- ※地方税法第15条第1項第5号は、上記2分類のどちらに類する事実かによって、全額又は2分の1を免除する。

- 換価の猶予 …延滞金の2分の1を免除する

延滞金の2分の1とあるのは、延滞金の割合が本則14.6%の期間に限られ、当初より7.3%の期間は免除対象にはならない。また、現行の延滞金の特例（地方税法附則第3条の2）が適用されている間は、特例基準割合を超える額を免除することとする。（延滞金の割合を特例基準割合と同率とする）

なお、上記の延滞金の減免は地方税法第15条の9第1項に規定されており、猶予をする場合は、延滞金を減免しなければならない。また、同条第2項では、第1項の免除後に残った延滞金については、やむを得ない理由があると認められる場合には、免除できる規定が設けられている。（例えば、換価の猶予であっても、第1項及び第2項の適用で、結果的に延滞金を全額免除することが可能となる。）

3 取消しの場合の猶予の効果

徴収の猶予及び換価の猶予の取消しは、取消しの理由が生じたことによって将来に向かって猶予処分を撤回するものであるから、取消しの効果は、猶予の開始時に遡って効力を生じるのではなく、その取消しを行った後の期間について効力を生じるものである。

なお、猶予の取消しを行った場合の猶予期間中の延滞金の取扱いについては、第15条の9の規定に従って免除等の対応をとることとなる。

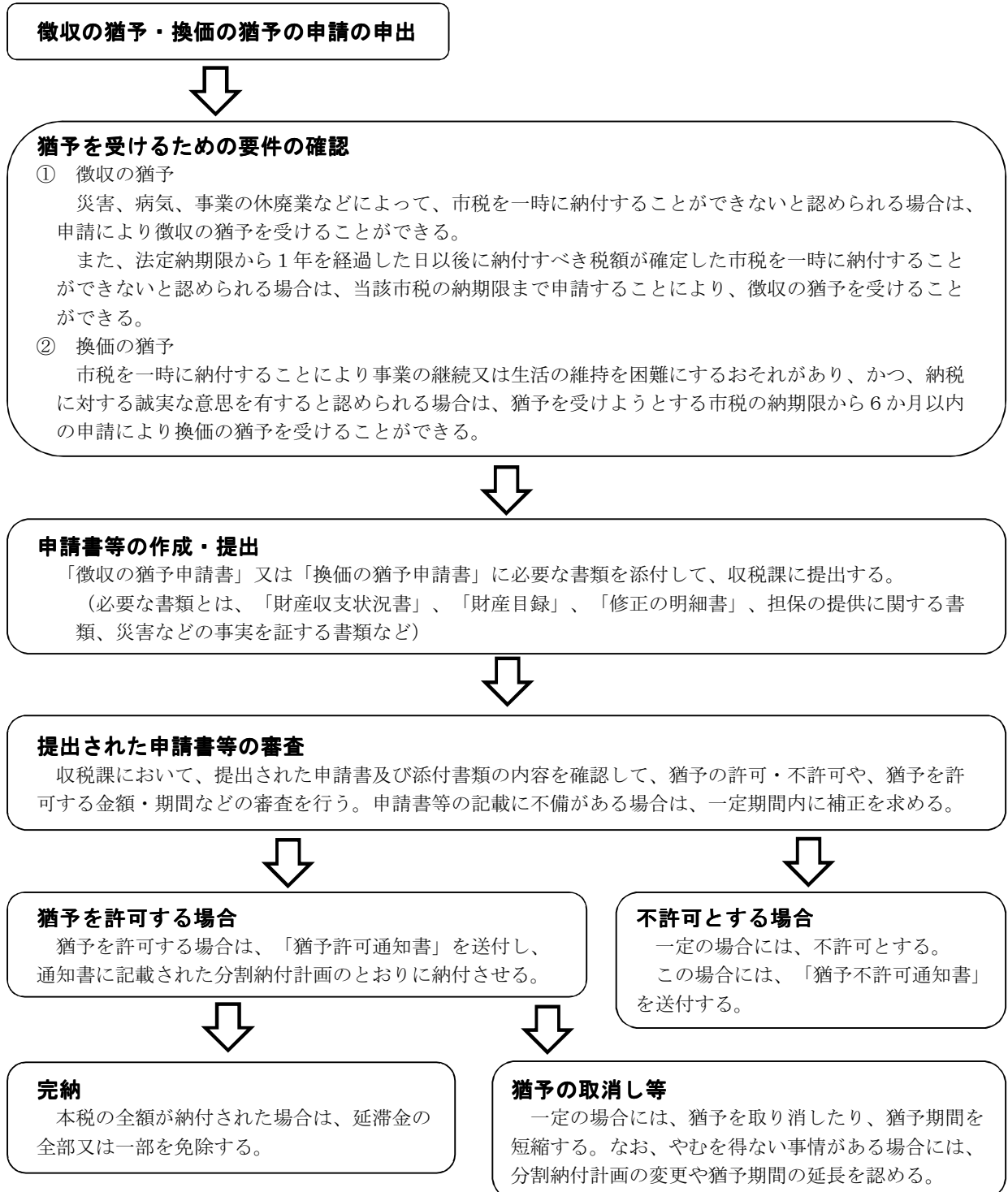
5 申請手続の流れ

納税の猶予制度については、加古川市公式サイトでも告知をしているため、納税者はすでに了知できるところであり、納税交渉の場において申請の申し出があることも想定される。ただ、上述のように申請があれば、要件の確認、申請書等の審査、担保の徴取、許可不許可の判断、延滞金の減免など、事務処理上で煩雑であるだけでなく、法令で要件・手続が厳格に定められており、実務上で運用するには弾力性に乏しく、納税者有利とならない場合も考えられる。

加古川市においては、猶予の申請を希望する納税者に対して、ただ漫然とその申請を受理するのではなく、制度の詳細を熟知したうえで十分な説明を行い、納税者目線での納税相談・応対の中で、あるいは一部納付や法定外の分割納付を選択肢として提示し、一日でも早く市税完納へと導いていくことが肝要である。

ただ、納税の猶予が避け得ない場合や、猶予を認めることが、納税者と加古川市の両者において有利となると判断されるのであれば、その申請において、法令等の規定に基づいて適正で迅速な処理が必須である。

以上のことから、納税の猶予における申請の手続きについては次のとおり進めていくこととする。



6 徴収の猶予の申請手続

1 災害等により納付困難となった場合の徴収の猶予の要件

次の①から④に掲げる要件の全てに該当する場合は、徴収の猶予を受けることができる。

- ① 次に掲げるもののいずれかに該当する事実（納税者の責めに帰することができないやむを得ない理由により生じた事実に限る。以下「猶予該当事実」という。）があること（*1）
 - i 納税者がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったこと
 - ii 納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと
 - iii 納税者がその事業を廃止し、又は休止したこと
 - iv 納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと（*2）
 - v 納税者に上記 i から iv に類する事実があったこと（*3）
- ② 猶予該当事実に基づき、納税者がその納付すべき市税を一時に納付することができないと認められること
- ③ 「徴収の猶予申請書」が収税課に提出されていること
- ④ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること（*4）

- *1 猶予該当事実が i 若しくは ii の場合の徴収の猶予を「災害等による徴収の猶予」、iii 若しくは iv 又は後述の 2 の場合の徴収の猶予を「事業の廃止等による徴収の猶予」という。それぞれで延滞金減免の割合が異なる。（p 3 納税の猶予の効果参照）
- *2 「事業について著しい損失を受けた」とは、徴収の猶予を受けようとする期間の始期の前日以前の 1 年間（調査期間）の損益計算において、その直前の 1 年間（基準期間）の利益の額の 2 分の 1 を超えて損失が生じていることをいう。
- *3 「上記 i から iv に類する事実」のうち、iv に類するものとは、売上の著しい減少又は経費の著しい増加によって損失が生じていることをいう。
- *4 次の①から③のいずれかに該当する場合には、担保を徴する必要はない。
 - ① 猶予を受ける金額（未確定の延滞金を含む）が 100 万円以下である場合
 - ② 猶予を受ける期間が 3 か月以内である場合
 - ③ 担保を提供することができない特別の事情がある場合（p 2 担保の徴取参照）

2 法定納期限から 1 年を経過した日以後に納付すべき額が確定した場合の徴収の猶予の要件

次の①から④に掲げる要件の全てに該当する場合は、徴収の猶予を受けることができる。

- ① 法定納期限から 1 年を経過した日以後に納付納すべき税額が確定した市税があること（*1）
- ② 納税者が①の市税を一時に納付することができない理由があると認められること
- ③ やむを得ない理由がある場合を除き、納税者から①の市税の納期限（*2）までに「徴収の猶予申請書」が収税課に提出されていること
- ④ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること（*3）

- *1 例えば、法定納期限から 1 年を経過した日以後に修正申告書を提出した場合に、その修正申告書の提出によって納付すべきこととなる市税が該当する。
- *2 例えば、法人市民税の修正申告書をする場合には、その提出した日が納期限となるため同日までに徴収の猶予申請書を提出する必要がある。
- *3 担保についての取扱いは、「1 災害等により納付困難となった場合」と同様とする。

3 猶予期間

徴収の猶予を受けることができる期間は、1 年（*）の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納することができるものと認められる期間に限られる。

なお、徴収の猶予を受けた市税について、申請者の財産や収支の状況に応じて、猶予期間中に分割して納付納入させることができる。

- * 猶予期間の始期は、徴収の猶予申請書に記載された日とする。ただし、猶予を受けようとする市税の法定納期限以前の日であるときは、当該法定納期限の翌日をその始期とする。また、徴収の猶予を受けた後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する前に収税課に申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長 2 年以内の範囲で猶予期間を延長することができる。

4 申請のための書類

徴収の猶予の申請をする場合は、次の書類を収税課に提出する。

(1) 猶予の審査のために必要となる書類

猶予を受けようとする金額（*1）が 100万円以下 の場合	猶予を受けようとする金額（*1）が 100万円を超える 場合
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「徴収の猶予申請書」 ○ 災害等により納付困難となった場合の徴収の猶予の申請をする場合には、猶予該当事実があることを証する書類（*2、3） ○ 「財産収支状況書」（*2） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「徴収の猶予申請書」 ○ 災害等により納付困難となった場合の徴収の猶予の申請をする場合には、猶予該当事実があることを証する書類（*2、3） ○ 「財産目録」（*2） ○ 「収支の明細書」（*2）

(2) 担保の提供に関する書類

担保を提供する必要がある場合は、「担保提供書」や抵当権の設定のための書類（不動産を担保とする場合）などを提出する必要がある。

なお、担保を提供する必要がある場合には、提出は不要とする。

*1 未確定の延滞金は含まない。

*2 災害、病気等により納付困難となった場合（p5の1①i、ii又はv（i又はiiに類する事実に限る）に該当する場合）の徴収の猶予の申請をするに際して、これらの添付書類の提出を困難とする事情がある場合には、提出を不要とする場合がある。

*3 猶予事実該当があることを証する書類には、次のようなものが該当する。

- ① 災害又は盗難のときは、罹災証明書、盗難の被害届の写しなど
- ② 病気又は負傷のときは、医師による診断書、医療費の領収書など
- ③ 事業の廃止又は休止のときは、廃業届など
- ④ 事業について著しい損失を受けたときは、調査期間及び基準期間のそれぞれの期間の仮決算書など

5 提出された書類等の審査

収税課において、必要な書類が提出されているか、必要な事項が記載されているかを確認し、徴収の猶予の許可・不許可、猶予を許可する金額、期間などの審査を行う。

(1) 申請書等の補正

申請に当たって必要となる書類が提出されていない場合や、書類の記載に不備がある場合は、電話等により補正を求める。

なお、収税課より補正通知書を送付した場合において、当該通知を受けた日から20日以内に補正されないときは、猶予の申請を取り下げたものとみなす。

(2) 申請内容の審査

収税課職員が、申請者に対して、申請書や添付書類に記載された内容（猶予該当事実の詳細、財産の状況、収支の実績及び見込み等）について質問し、又は帳簿書類その他の物件を検査する。

6 猶予を許可する場合

徴収の猶予を許可する場合には、「徴収の猶予許可通知書」を申請者に送付し、分割での納付とする場合には、その通知書に記載された分割納付計画のとおり、猶予を受けている市税を納付させる。

なお、収税課での審査の結果により、①申請書に記載された猶予を受けようとする金額の一部についてのみ許可する場合、②猶予を受けようとする期間よりも短い猶予期間により許可する場合、又は③申請書に記載された分割納付計画と異なる内容の分割納付計画により許可する場合がある。このような許可に不服がある場合、申請者は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができる。

7 不許可とする場合

次のいずれかに該当するときは、徴収の猶予を許可しないこととする。

なお、猶予の不許可に不服がある場合、申請者は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができる。

- ① 猶予の要件（p 5 の 1 の①～④）に該当しないとき。
- ② 申請者について強制換価手続（* 1）が開始されたとき、法人である申請者が解散したとき、申請者が市税の滞納処分の執行を免れたと認められるときなどにおいて、猶予を受けようとする市税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。
- ③ 申請者が、猶予の審査をするために収税課の職員が行う質問に対して回答せず、又は帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（* 2）。
- ④ 不当な目的で猶予の申請がされたとき、その他その申請が誠実にされたものでないとき（* 3）。

* 1 「強制換価手続」とは、滞納処分、強制執行、破産手続などをいう。

* 2 「帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき」とは、具体的には、言動や行動で検査を承諾しない場合、検査に障害を与える場合、検査の対象から免れる場合などが該当する。

* 3 「申請が誠実にされたものでないとき」とは、猶予の申請が不許可又はみなし取り下げとなった後に、同一の市税について再度猶予の申請がされたとき（新たな猶予該当事実（p 5 の 1 の① i ～ v）が生じたことにより徴収の猶予を申請する場合などを除く。）などが該当する。

8 猶予の取消し又は猶予期間の短縮

徴収の猶予が許可された後に、次のいずれかに該当することとなったときは、猶予を取り消したり、猶予期間を短縮することができる。

なお、猶予の取消し又は猶予期間の短縮に不服がある場合は、申請者は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができる。

- ① 猶予を受けている者について、「7 不許可とする場合」の②と同様の事情がある場合で、猶予を受けている市税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。
- ② 猶予を受けている市税を「徴収の猶予許可通知書」により通知された分割納付計画のとおりになし納付しないとき。（*）
- ③ 市長が行った担保の変更等の命令に応じないとき。
- ④ 猶予を受けている市税以外に新たに納付すべきこととなった市税が滞納となったとき（*）
- ⑤ 偽りその他不正な手段により猶予の申請がされ、その申請に基づき猶予が許可されたことが判明したとき。
- ⑥ 財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

* 猶予をしたときにおいて予見できなかった事案（猶予を受けている者の責めに帰することができない事実に限る。）が発生した場合など、やむを得ない理由がある場合を除く。

9 留意事項

徴収の猶予に係る市税につき、既に差し押さえた財産がある場合には、徴収の猶予を受けた者の申請に基づき、その差押えを解除することができる。差押えを解除することができるのは、概ね次に掲げる場合であって、差押えの解除ができる範囲は、市長において相当と認める範囲とする。

【差押えの解除ができる場合】

- ① 担保の額と差押財産の見積価格の合計額が猶予に係る市税（その市税が完納されるまでの延滞金及び担保又は差押財産の処分に要する費用を含む。以下「9 留意事項」において同じ。）の額を著しく超過することとなった場合
- ② 差押えを継続することにより、納税者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合
- ③ 徴収の猶予に係る市税の額に相当する担保の提供を受けた場合
- ④ 納付委託を受けた証券の取立てが最近において特に確実であって、不渡りとなるおそれがないため、徴収の猶予に係る市税の徴収が確実であると認められる場合

7 換価の猶予の申請手続

1 申請による換価の猶予の要件

次の①から⑥に掲げる要件の全てに該当する場合は、換価の猶予を受けることができる。

なお、申請による換価の猶予を受けることができる市税は、平成28年4月1日以降に納期限が到来する市税に限る。

- ① 市税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあること（*1）
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること（*2）
- ③ 換価の猶予を受けようとする市税以外の市税の滞納がないこと
- ④ 納付すべき市税の納期限から6か月以内に「換価の猶予申請書」が収税課に提出されていること
- ⑤ 納付を困難とする金額があること（*3）
- ⑥ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること（*4）

*1 「事業の継続を困難にするおそれがある」とは、事業に不要不急の資産を処分するなど、事業経営の合理化を行った後においても、なお市税を一時に納付することにより、事業を休止又は廃止させるおそれがある場合をいう。

また、「生活の維持を困難にするおそれがある」とは、市税を一時に納付することにより、必要最低限の生活費程度の収入が確保できなくなる場合をいう。

*2 「納税について誠実な意思を有すると認められる」とは、納税者がその市税を優先的に納付する意思を有していると市長が認めることができることをいう。

納税についての誠実な意思の有無の判定は、従来において期限内に納付していたこと、過去に徴収の猶予等を受けた場合において確実に分割納付を履行していたこと、滞納市税の早期完納に向けた経費の節約、資金調達等の努力が適切になされていることなどの事情を考慮して行う。

なお、滞納者から提出された書類が適切に記載されたものである場合、原則として、納税について誠実な意思を有しているものと判定して差し支えないが、他の要件についての調査を省略して、直ちに換価の猶予該当とすることはできない。

*3 「納付を困難とする金額」に関して、換価の猶予をする金額の限度額が定められており、下記のように導かれる。

◎換価の猶予をする金額の限度額 = i - (ii - iii)

i 納付すべき市税の額

ii 現金、預貯金等の換価容易な財産の価格に相当する金額

iii その者及びその者と生計を一にする者の生活の維持のために通常必要とされる費用に相当する金額

*4 担保についての取扱いは、徴収の猶予の申請の場合（p5の*4）と同様とする。

2 猶予期間

換価の猶予を受けることができる期間は、1年（*）の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納することができると思われる期間に限られる。

なお、換価の猶予を受けた市税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付納入させなければならない。

* 猶予期間の始期は、換価の猶予申請書が提出された日とする。また、換価の猶予を受けた後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する前に収税課に申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間を延長することができる。

3 申請のための書類

換価の猶予の申請をする場合は、次の書類を収税課に提出する。

(1) 猶予の審査のために必要となる書類

猶予を受けようとする金額（*）が 100万円以下の場合	猶予を受けようとする金額（*）が 100万円を超える場合
<input type="radio"/> 「換価の猶予申請書」	<input type="radio"/> 「換価の猶予申請書」
<input type="radio"/> 「財産収支状況書」	<input type="radio"/> 「財産目録」
	<input type="radio"/> 「収支の明細書」

(2) 担保の提供に関する書類

担保を提供に関する書類については、徴収の猶予の申請の場合（p 6 の 4（2））と同様とする。

* 未確定の延滞金は含まない。

4 申請等の審査などの手続

6 徴収の猶予の申請手続の「5 提出された申請書等の審査」から「8 猶予の取消し又は猶予期間の短縮」まで（p 6～7）の手続については、換価の猶予の申請があった場合にも同様とする。

5 留意事項

換価の猶予は、市税を一時に納付することができない理由がある納税者に対しての納税の緩和制度ではあるが、法令等の定める要件を満たしていない場合は当然に認められないものであり、とりわけ期間に関する要件に関しては、行政機関における裁量の余地はなく、審査を待つことなく窓口対応の段階で換価の猶予の選択肢を排し、別の方法で完納を目指すことになる。

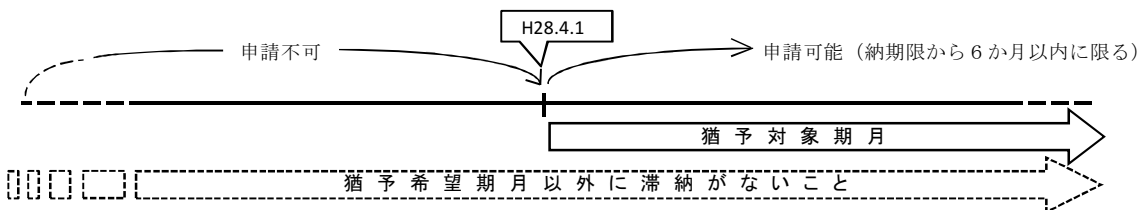
上述のことに関して、7 換価の猶予の申請手続の「1 申請による換価の猶予の要件」において、尚書き、③、④が期間等に関する要件であり、申請をする日や猶予を受けようとする期月によって、申請ができる場合とできない場合があるため留意を要する。

【換価の猶予における期間等に関する要件】（再掲）

尚書き：猶予を受けることができる市税は、平成28年4月1日以降に納期限が到来する市税に限る

③：換価の猶予を受けようとする市税以外の市税の滞納がないこと

④：納付すべき市税の納期限から6か月以内に「換価の猶予申請書」が収税課に提出されていること



例1 平成28年3月31日までに猶予の申請をする場合

⇒ 地方税法、市税条例未施行のため**申請できない**

例2 平成28年4月1日以降に平成27年度以前の市税の猶予を申請する場合

⇒ 尚書きにより**申請できない**

例3 平成28年5月20日に平成28年度固定資産税第1期の猶予を申請する場合

（平成27年度以前の市税が完納）

⇒ 納期限の翌日の受付であれば**申請できる**

例4 平成28年12月18日に平成28年度市県民税第1、2、3期の猶予を申請する場合

（平成28年度固定資産税（共有他方）第2期が未納）

⇒ ③により**申請できない**

⇒ 平成28年度固定資産税第2期を申請に含めれば**申請できる**

例5 平成29年3月21日に平成28年度市県民税第1～4期の猶予を申請する場合

（平成27年度以前は完納、他の税目は課税なし）

⇒ ④により**申請できない**（第1期の納期限より6か月以上経過）

⇒ 第1期を猶予対象から除外しても③により**申請できない**

ex. 職権による換価の猶予

職権による換価の猶予は、滞納者からの申請によらず、市長が職権をもって行うものであるが、前述のように地方税の現場においては、柔軟性に欠ける制度であることを鑑みると、積極的な運用は想定し難いと思われる。

しかし、財産の換価を猶予することが、徴収上有利であるのであれば、徴収方法の一つの選択肢として検討することが望ましい。

1 職権による換価の猶予の要件

次の①から⑤に掲げる要件の全てに該当する場合は、換価の猶予をすることができる。

- ① 納税について誠実な意思を有すると認められること（＊）
- ② 納付すべき市税について徴収の猶予又は申請による換価の猶予の適用を受けている場合でないこと（＊＊）
- ③ 次のいずれかに該当すると認められる場合であること
 - i 財産の換価を直ちにすることにより、その事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるとき（＊）
 - ii 財産の換価を猶予することが、直ちに換価することに比し、市税の徴収上有利であるとき
- ④ 納付を困難とする金額があること（＊）
- ⑤ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること（＊）

＊ 当該項目の取扱いは、徴収の猶予若しくは申請による換価の猶予の場合と同様とする（p 5、8）

＊＊ 現に徴収の猶予又は申請による換価の猶予を適用している市税については、職権による換価の猶予をしないものとする。
なお、職権による換価の猶予の要件に該当する場合であっても、徴収の猶予又は申請による換価の猶予の要件に該当すると認められるときは、これらの規定による猶予の申請を勧奨する。

2 猶予期間

猶予期間及び分割納付については、申請による換価の猶予の場合（p 8）と同様とする。（＊）

＊ なお、猶予期間の延長については、滞納者の申請によるものではなく、市長が職権をもって行うものであるが、滞納者から猶予期間内に完納することができない事情の申出、新たな分割納付計画の提出等があった場合には、猶予期間の延長の適否につき検討する。

3 必要となる書類

職権による換価の猶予をする場合において、換価の猶予の要件を充足するか否かを判断するため、又はその猶予に係る分割納付の各月の分割納付期限及び分割納付金額を定めるために、滞納者の資産や収支の実績及び見込み等を調査する必要があると認めるときは、滞納者に次に掲げる書類の提出を求めることができる。

(1) 資産の状況等の調査のために必要となる書類

猶予を受けようとする金額（＊）が <u>100万円以下</u> の場合	猶予を受けようとする金額（＊）が <u>100万円を超える</u> 場合
<input type="radio"/> 「分割納付計画書」	<input type="radio"/> 「分割納付計画書」
<input type="radio"/> 「財産収支状況書」	<input type="radio"/> 「財産目録」
	<input type="radio"/> 「収支の明細書」

(2) 担保の提供に関する書類

担保を提供に関する書類については、徴収の猶予の申請の場合（p 6の4（2））と同様とする。

＊ 未確定の延滞金は含まない。

4 留意事項

(1) 申請による換価の猶予と職権による換価の猶予の違い

職権による換価の猶予は従来からある猶予制度であり、また申請による換価の猶予とは要件が異なるため、猶予を受けようとする市税について、申請は不可であるが、職権による換価の猶予は可能となる場合があることに留意を要する。

例1 平成28年3月31日までに換価の猶予をする場合
⇒ 申請不可・職権による換価の猶予は可能

例2 平成28年4月1日以降に平成27年度以前の市税の換価の猶予をする場合
⇒ 申請不可・職権による換価の猶予は可能

例3 平成28年度以降の市税で、納期限から6か月を過ぎた市税の換価の猶予をする場合
⇒ 申請不可・職権による換価の猶予は可能

(2) 既に猶予がされている市税の取扱い

職権による換価の猶予において、要件③のうち i の規定による換価の猶予をした市税について、改めて i の規定による換価の猶予をすることはできない。ただし、その猶予期間が終了した後、その滞納者が ii の規定に該当する場合は、ii の規定による換価の猶予をすることができる。なお、i と ii の規定が入れ替わる場合においても同様とする。

また、徴収の猶予又は申請による換価の猶予をした市税について、その猶予期間が終了した後、その滞納者が職権による換価の猶予の要件に該当するときは、職権による換価の猶予をすることができる。